

安全管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、貨物自動車運送事業法に基づいて、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上をはかることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社の貨物自動車運送事業にかかる業務活動に適用する。

2 災害時については、BCP（事業継続計画）に基づいて、対応する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針など

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全に主導的な役割を担う。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、役員規程で定める役員および就業規則で定める従業員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェックおよび改善（PDCAサイクル）に基づいて指導および対策を実施し、輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 当社は、第3条に基づいて、以下の各号を実施する。

- (1) 法令およびこの規程に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する監査を行い、是正措置または予防措置を講じる。
- (3) 輸送の安全に関する組織体制を確立し、情報共有の徹底を行う。
- (4) 輸送の安全に関する教育および研修を策定し、計画通り実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 当社は、第3条の方針に基づいて目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 当社は、第5条の目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策および計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(取締役社長の責務)

第7条 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

(社内組織)

第8条 当社は、以下の各号の者を選任し、選任者は輸送の安全を確保するための措置を講じる。

- ①安全統括管理者

- ②運行管理者
- ③整備管理者
- ④カンパニー安全担当者
- ⑤拠点安全担当者

2 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が疾病などを理由に本社に不在である場合および事故または災害に対応する場合も含め、別紙「安全に関する組織体制」による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 当社は、法令の要件を満たす者を安全統括管理者として選任する。

2 当社は、安全統括管理者が以下の各号に該当する場合には、解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出された場合
- (2) 法令の違反または輸送の安全の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障があると認められる場合
- (3) その他のやむを得ない事由などにより、職務を引き続き行うことが困難になった場合

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、以下の各号の責務を負う。

- ①従業員に対し、法令の遵守および輸送の安全の確保を重視するよう指導する。
- ②輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立および維持する。
- ③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画について統括管理する。
- ④輸送の安全に関する組織体制を構築し、従業員に周知する。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、少なくとも1年に1回は監査を行い、役員、カンパニー社長、センター長および拠点安全担当者に報告し、輸送の安全のために必要な対策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- ⑥重大事故または災害が発生した場合またはその他必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する監査を実施する。
- ⑦カンパニー安全担当者、センター長および拠点安全担当者に対して、輸送の安全の確保に関する意見を述べ、指導および監督を行う。
- ⑧運行管理および整備管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理する。
- ⑨輸送の安全を確保するため、従業員に対して、必要な教育または研修を行う。
- ⑩その他の輸送の安全に関する統括管理を行う。

(カンパニー安全担当者の責務)

第11条 カンパニー安全担当者は、安全統括管理者の指示を受け、輸送の安全の確保に関し、センター長および拠点安全担当者を統括し、指導および監督を行う。

(センター長および拠点安全担当者の責務)

第12条 センター長および拠点安全担当者は、カンパニー安全担当者の指示を受け、所属するセンターの輸送の安全の確保に関し、統括および管理を行う。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第13条 カンパニー安全担当者、センター長および拠点安全担当者は、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第14条 役員ならびに第8条第1項に規定する選任者およびカンパニー社長、センター長および従業員間で意思疎通を行い、輸送の安全に関する情報が適切に共有する。

2 従業員は、安全性を損なうような事態を発見した場合、ただちにセンター長および拠点安全担当者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故または災害に関する組織体制)

第15条 事故または災害が発生した時の組織体制は、別紙「安全に関する組織体制」とする。

2 センター長および拠点安全担当者は、事故または災害に関する報告が、安全統括管理者、カンパニー安全担当者、役員または安全管理部に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、本条第1項の組織体制が十分に機能し、事故または災害が発生した後の対応が円滑に進むよう指導および監督を行う。

4 当社は、自動車事故報告規則に定める重大事故が発生した場合、国土交通大臣へ必要書類を提出する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 カンパニー安全担当者、センター長および拠点安全担当者は、第10条第5号および第6号の監査の結果に基づいて、すみやかに是正措置または予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 当社は、運輸安全マネジメント制度に従い、以下の各号の事項を毎年3月末日までに当社ホームページに掲載および公表する。

①輸送の安全に関する基本方針

②輸送の安全に関する目標および達成状況

③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

④安全管理規程

⑤輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

⑥輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

⑦輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

⑧輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づいて講じた措置および講じようとする措置

⑨行政処分

⑩安全統括管理者に係る情報

2 当社は、重大事故発生後における是正措置または予防措置および行政処分後に輸送の安全のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、すみやかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理)

第18条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての、会議の議事録、組織体制、事故などの報告、安全統括管理者の指示、監査の結果、是正措置または予防措置などを記録し、これを適切に保存する。

附則

1. この規程の主管部署は、安全管理部とする。
2. この規程は、2023年2月1日から施行する。
3. この規程の改廃は、規程管理規程による。

2006年12月27日	制定
2006年12月27日	施行
2018年 5月 1日	施行
2020年 9月 1日	施行
2021年 3月 1日	施行
2022年 8月 1日	施行
2023年 2月 1日	施行

別紙「安全に関する組織体制」

